

## 東京都児童福祉審議会・第6回拡大専門部会 審議要約

(平成12年9月18日開催)

欠席の委員は8名、出席は17名。

### 資料説明

説明者1 福祉局子ども家庭部計画課長 梶原 明

- (1) 説明資料1 拡大専門部会行政側名簿
- (2) 説明資料2 東京都児童福祉審議会専門部会の審議経過
- (3) 説明資料3 「子ども家庭支援センターにおけるファミリーソーシャルワークを展開するモデル事業」
- (4) 説明資料4 これまでの主な議論(意見)
- (5) 説明資料5 平成12年版「児童相談所のしおり」
- (4) 説明資料6 第5回専門部会の審議要約

審議課題「ファミリーソーシャルワークを展開できるシステムの構築について」

### 開会

○子ども家庭部計画課長 シドニーオリンピックが開催されているところですが、東京都におきましては、三宅島の噴火で、災害対策に日夜取り組んでいる状況でございます。

本日は拡大専門部会で、全委員によるご審議は2月24日の本委員会以来です。開会に先立ち、4月1日と8月1日付で行政側に人事異動がございましたので、本日、出席をしております幹事をご紹介します。この児童福祉審議会の幹事長を務めさせていただいております、福祉局子ども家庭部長の福永富夫でございます。

○子ども家庭部長 福永でございます。

○子ども家庭部計画課長 同じく幹事を務めさせていただきます、福祉局生活福祉部長の岡本宏之でございます。

○生活福祉部長 岡本でございます。

○子ども家庭部計画課長 書記を務めさせていただいております、私、子ども家庭部の計画課長、梶原でございます。他の異動状況は、資料1にございます。

それでは、お手元の会議資料のご確認をお願いいたします。

○部会長 こんばんは。お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

2月に今期のテーマを、「ファミリーソーシャルワークを展開できるシステムの構築について」と決定いただき、児童虐待の状況等を見てますと、まさに時宜にかなったテーマだと思っています。5回の審議と、3回の現場の意見聴取をさせていただきました。

今日ご了解いただければ、企画起草委員会で、最後の詰めをさせていただきたいと思っています。1つの任期期間に2つの答申をまとめることもやってまいりましたが、今期は区市町村児童福祉行政をどう活性化させていくのか、とりわけファミリーソーシャルワークを、事実上区市町村でどう展開できるのか、従来の児童福祉行政とは異なる発想が重要になると思い、三鷹市と新宿区にモデル事業をお願いしている経緯もごございます。

無理に中間のまとめをするよりも、じっくりと論議をいただき、きちんとしたものを出したほうがよろしいかと。子どもの置かれている状況は本当に厳しく、健やかな育成のために今期のテーマが間に合えばと思います。ご審議、よろしく願いいたします。今月は権利擁護部会や里親部会もあり、委員にはお忙しい中を来ていただき、事務局は三宅島の災害で、日夜奮闘されている。私が住んでいる稲毛市にも多くの方々が来られ、本当にみんなで支えていきたいと思っていますところ です。

それでは、資料に基づき、事務局から経過等をご説明いただきたいと思います。

○子ども家庭部計画課長 資料2の東京都児童福祉審議会専門部会の審議経過は、2月の本委員会から8月の第5回の専門部会までの経過です。ファミリーソーシャルワークの考え方・進め方は、さまざまな生活上の問題を抱えている個人や家族が、地域で自立生活が可能になるように、家族全体を支援する方法であり、サービス利用者の人権を尊重し、専門家が個別対応・援助するだけでなく、それらの個人や家族が、地域で生活が可能になるようなソーシャルサポートやネットワークを、地域のシステムとしてつくり上げることも含めた援助の方法としています。いろいろ定義されましたが、こういう形にしています。審議は、今後の児童行政のあり方と都と区市の役割分担等ということで、ファミリーソーシャルワークの進め方等についてご議論いただいております。

意見聴取は、第2回専門部会で三鷹市の子ども家庭支援センター長の佐伯さんから、第3回専門部会で、足立児童相談所の児童福祉係長の富田さんから、第4回専門部会で、清瀬市の母子・婦人相談員の石井さんから行い、示された課題は、子どもと家庭の問題が年々深刻さを増していることで、従来の法ごとの縦割りによる個別的、対症療法的な対応では、家族全体を見渡した支援には至らず、自立生活が困難となっていること。また、在宅サービスは基本的に区市町村事業と位置づけられていますが、一般に子どもの相談分野における区市町村の取り組みの認識には大きな差があり、多くの課題への対応が困難な状況がある。都と区市町村との役割分担により、地域実情に明るい区市町村の積極的な取り組みがないと、昨今の深刻な問題に対応することは難しいなどです。これを受け、専門部会では、今年の10月から、来年3月までモデル事業を実施し、4月からモデル事業の検証を行い、9月には拡

大専門部会を開催し、10月には最終報告を出す予定でございます。

資料3は、子ども家庭支援センターにおけるファミリーソーシャルワークを展開するモデル事業について、子ども家庭支援センターや児童相談所等が中心となり、各関係機関及びボランティア等との連携・調整・協力を得て、専門技術や社会資源を活用し、スーパービジョンを行いながら、子どもと家庭の相談援助事業、それがファミリーソーシャルワークということになると思いますが、それを展開する。都と区市町村の役割分担、NPOとのパートナーシップなどを検討。児童福祉審議会の委員がスーパーバイザーとなり、対人援助サービスのネットワークシステムを構築する内容のお話をいただいております。

平成11年の児童福祉審議会の報告で、ファミリーソーシャルワークについて我が国ではまだ明確に意図して行った例がないということで、専門家のアドバイスのもとに子ども家庭支援センターなどでモデル事業を実施し、成果を点検・評価する取り組みが必要と提言されました。審議を進める中で、5月からモデル事業候補地区の選定・依頼をお願いしモデル事業検討委員会を、8月7日、25日に、専門部会の委員と、児童相談センター、事務局、杉並児相、新宿区と三鷹市の各子ども家庭支援センターにお集まりいただきました。9月21日にも検討し、10月からのモデル事業に取り組む予定です。

モデル事業が目指すものとして、子どもと家庭の問題についてファミリーソーシャルワークを展開すること、都と区市の役割分担を明確にし、区市町村への都の支援のあり方、ネットワークの構築、関係機関やボランティア等との連携等の検討、さらに、児童福祉審議会委員にスーパービジョンをお願いし、職員の専門性の向上等を図ることなどです。

モデル事業実施地区は、新宿区と三鷹市。8月、9月は準備期間で、10月から来年3月にかけて事業を実施する段取りになってございます。

資料4は、これまでの主な議論を検討項目別に整理してまとめたものです。

検討項目の1は、地域を基盤としたファミリーソーシャルワークの展開について、システムの必要性、ソーシャルワーク的支援のあり方、児童所管課のかかわりについてです。主な意見は、相談はどこへつなげ、だれが援助するかがすぐわかるように、総合病院の総合案内所的な機関が必要、今までネットワークによる総合提供のアプローチが弱かったのではないかと、個別問題をコーディネートし、ソーシャルサポートネットワークにつなげる支援が必要であるなど。支援のあり方は、ソーシャルワーカーが問題を抱える家族に直接かかわりながら、お互いを支え合うグループワーク支援の手法や、生活環境全体を視野に入れ家族が孤立しない支援、相談援助、サービス提供システムは区市町村におき、統合的な対応が求められている、窓口は多彩で、子ども家庭支援センター等の核になる機関にスーパーバイズ機能とアクティブに動くチームがその問題ごとに結成される仕組みが必要とか、スーパーバイザーをどういう形で配置し機能させるかが課題というようなこと。

子ども家庭支援センターについて、児童所管課の支援体制があるところは連携がスムーズで、ケアカンファレンスができているとか、従来の縦割りから子どもにかかわる部署を1つの組織にして情報を集合させると効果が上がるといった意見。

システム構築の部分は、運用上うまくいかない制度の原因究明が必要で、既存施設をつなぐのみではなく、見直ししながら支え、予防的な問題もきちんとシステム化するとか、生育史、心理、社会、家族、環境構造を踏まえ、どんな人生を送りたいのかも視野に入れたアセスメントのイメージを広げ、ファミリーソーシャルワーク機能をきちんとリンクして現状を変え、意識づける必要、ファミリーソーシャルワークが展開できる既存機関はないので、教育相談室、保健センター等も含め、従来の専門機関に任せる方式のファミリーサポートネットワーク的支援事業を展開する仕組みがよいなど。

検討項目の2は、都と区市町村との役割分担。どんな役割分担が求められているのか、児童相談所や子ども家庭支援センターは何を担えばいいのかをまとめています。

少年事件等の背景には家庭の問題がある。子どもと家庭の問題は訪問してみないと実態がわからない状況があり、家族だけでとじこもる悲惨な状況が見られる、被虐待児は大人になっても生々しい記憶が残り、人格障害になるおそれがあるので、専門機関との連携による継続的なケアがどうしても必要とか、不登校や虐待等、個別対応が必要な生活課題を抱えている人々への支援は、親は親、子は子という別々の対応で、家族全体を支援する機能が弱い、区市町村は保育所、児童館、学童クラブが児童福祉事業という認識で子どもの相談分野は都をあてこみ動かない印象とか、地域の子育てに関し、企画マネジメント的なことを意識化しないと今後の対応が困難であるといったことなど。

次に、役割分担がなぜ必要なのかですが、小さな問題に対応する機関と、中長期的な見通しを立て、継続的に支援する機関の役割連携が効果的とか、役割分担で治療的な連携と予防的なシステムを具体的に考えないと、昨今問題は解決が困難、子どもの色々な悩みや虐待等の問題は、まず区市町村で対応したほうが連絡・調整、組織はうまくいく、家庭介入機関、親の居場所機関、ケースマネジメント、臨床心理、医学的援助機関など、都県と市町村では援助機能が分かれる、保育園、子育て広場でも育児相談がある、子ども家庭支援センターと重なる部分をどう考えるのかなど。

どんな役割分担が求められているのかは、ファミリーサポートネットワークが効果的、ウェルビーイングを保障する分野は区市町村で、個別、専門的サービスを保障し、狭義のウェルフェアを必要とする機能は都ではないか、従来の児相の延長ではなく、機能的な子ども家庭支援センターを想定した位置づけと役割、名称も含め変わる検討が必要など。

児童相談所は何を担うのか。子ども家庭支援センター等へのスーパーバイズ的な役割や相談内容が複雑なので、子ども家庭支援センターでスクリーニングし、必要により児相につなげ、児相は高度な専門性を持ち、学識経験者と一緒にスーパービジョンを展開できる機関としての整備が必要であるとか、児相は法的介入や強制介入、家裁への対応機関として位置づけるといった考え方が必要ではないかなど。

子ども家庭支援センターは何を担えばいいのか。情報収集・調整的な役割とか、児福審が考える子ども家庭支援センターは単なる在宅サービス提供機関ではなく、ネットワークの拠点という視点が必要、また子ども家庭支援センターが交流事業を中心に進めると、深刻な

相談が持ち込まれず、職員の相談対応能力が向上しないので、相談は子ども家庭支援センターという行政の誘導で機能を高めていく必要があるといったことなど。

検討項目3の連携ですが、これまでの問題点は、公的機関、特に教育現場はプライバシー保護等の問題で、関係機関との距離が遠い、個人情報の共通理解が困難で連携が阻まれていて、公立保育園や学校からの問題は長期化し、こじれてから表面化することが多い、ネットワーク会議は、連絡にとどまり、連携による役割分担でのサポートシステムを立ち上げるレベルには至らない。公的機関と民間機関の連携が困難といった指摘など。

連携はどうあるべきか。情報が集中するところに、どんな人が責任を持ち対応するかでシステム全体のレベルが決まる。行政内のやる気と力のある人でないと、民間との連携・協力は得にくい、子ども家庭支援センターが伸びない場合、地域の児童養護施設との連携で子育て支援を広げ、既存施設を見直せば活用が可能、三鷹では、児相、保健所、学校等がバラバラに持つ情報を、子ども家庭支援センターが調整し、効果を上げているなど。連携は、児相のみが中心になるのではなく、弁護士、精神科医等の専門家とのネットワークによる導入連携がないと、昨今の問題解決は困難、保健行政にも似たような施策があるので、福祉分野とつなぎ、機能を充実させる。虐待を生まない予防的システムや、子ども虐待防止センター、子どもの虐待を考える会等のNPOとの連携で、子育て支援を始めた地域もある、パートナーシップをどう構築するかが非常に重要。学校の役割としては、社会資源、チームワークの1つと位置づけ、地域を支えるような機能を発揮すべきなど。

4番目の課題は、既存の子どもと家庭にかかわる主な相談機関の置かれている状況について。例えば福祉司は事務量が多く、ケース処遇に支障が出ているとか、業務・事務内容を整理し、内外に理解してもらう必要があることや、子ども家庭支援センター等がない地域との支援の差をどういうふうにしていくのかなど。子ども家庭支援センターは区市によりレベルにバラつきがあり、集いの広場、子育て広場的な機能、そういう認識で広がる危険性がある、それが地域差を生み、児福審で審議した子ども家庭支援センターの機能と違ってしまいう指摘とか、自立の課題を一体だれがやるのか、マネジメント、方向づけのできる人材がいない中で、ファミリーソーシャルワークができる機能をどう備えるか。子ども家庭支援センターでは非行分野の対応ができていないといった内容や、どうしても併設施設の特色に左右される傾向があるなどの指摘など。

検討項目5は、専門性。近年特に問題が複雑化しており、児童福祉司、母子相談員等はソーシャルワークを展開できる専門性確保が重要で、専門性を育てるべき、児童相談所における研修をさらに充実していく必要がある。子ども家庭支援センターにおける研修は、職員は色々な問題に対処できる専門的な力が必要で、そういう研修が必要との意見など、たくさんご意見をいただいておりますが、全部は読み上げられません。以上です。

○部会長 ありがとうございます。今日は拡大専門部会。説明はその程度で、質問等で対応することにして、補足を専門部会の委員にさせていただきたいと思います。

再来年は、学校5日制が完全され、子どもたちが放任されたり、さまざまな問題を起こしかねない課題もあり、きちんと対応しなければなりません。問題が起きないように、地域でシステムをどうつくるかが大事な課題。子ども家庭支援センターに期待ができるのか。区市町村児童福祉行政は、どんな役割と位置を果たせばいいのか、児童相談所、都はどうあるべきなのか、ご意見をいただければと思います。

○ご承知のように、147回の通常国会で、子どもの虐待防止、早期保護の立場で児童虐待防止法が合意し、急ピッチに超党派で法律が出来た。虐待の定義がしっかりし、防止が国民的な課題と認知された。そういう意味でいい法律と思うが、虐待の可能性があれば、児童相談所の職員が警察官の援助を受け立ち入り調査ができることが新しく入った。児童相談所長がこの役目を引き受けるわけです。今までは行政官、事務屋です。失礼ですが、果たして、児童相談所長が毅然と迅速に対応できる環境があるか、心配です。法律ができて、現場の組織、人員体制はどうか、大きな宿題だと思う。私は三鷹の市長で、杉並児童相談所は、武蔵野と三鷹、杉並と中野が担当です。担当職員がどのくらいいて対応できるのか。児相の役割で、児童相談機関連絡協議会があるが、どんな連絡調整をやっているのか。私どもじゃ、子育て支援の組織が連絡調整みたいなことをやっている。もう一步、法律を突っ込み、分家、分室でもいい、各市町村に児童相談所を置くぐらいしないと本物にならないかなど。具体的に聞きたいのは、法律はできたが、児童相談所が、果たして法の趣旨に則って対応できる体制に組織と人員があるのかどうか。

○子ども家庭部計画課長 杉並児童相談所は、所長管理職が1名、児童福祉司が9名、全体で常勤職員17名。児童福祉司は、厚生省基準に沿って配置。児童相談機関連絡協議会ですが、児相が中心になり、警視庁、梅ヶ丘病院、教育研究所、精神保健センター、女性相談センター、少年鑑別所等と連絡会議を持ち、公開講座や啓発冊子の作成等を実施。

○厚生省基準は相当前の基準。新しいシステムが出てきたので、都に言っても厚生省の問題だから仕方がないが、やってもらわんと。法律ができて、現場の問題は解決しない。組織と人員体制をふやせという人もいるが、減らしていいところを思い切って減らし、こういうところに人を配置する。ここは思い切って、国家的な仕事として、子どもの問題に全力を挙げないと、法律ができてもうまくいくのかと、現場の長として、心配している。問題提起と受けとめてください。厚生省の問題ですから。ただ念頭にだけ置いてほしい。

○部会長 最後のまとめで、児童虐待防止法等を含めて、国の施策のあり方の要望を、この機会に整理しなければならないが、国の制度は制度として、都はどう考えていくのか。区市町村の子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担をした上で、お互いに充実整備をする。児童虐待防止法に、当事者的にかかわったあたりの話を、伺いましょう。

○今の話は非常に重要なポイント。都は1,200万の人口で、児童福祉司は106人。これは昭和20年代のこういう問題が起きることを想定していない基準。児相が身をもって無理だと感じていると思います。いずれパンクすると思いますよ。確実に。

○部長 虐待防止法の絡みで、この4月児童相談センターに、虐待専門組織の課を設置。都は今、人員等大変厳しい査定の中ですが、4月から各児相に児童虐待対応の協力員を、非常勤ですが配置してございます。さらに、5月の20日からは全児相とも土曜開庁しており、今の人員配置の中で、最大限対応しているところです。

○人員の問題は非常に重要。その検討も必要だが、今度の法改正は、所長、児童福祉司の任用規定に、社会福祉司の国家資格が入ったこと。今までは、昭和22年当時のものに準ずる規定ですが、これを高いハードルにする。人数確保とともに専門性も重視。今後は、訴えられる可能性もあり、被告人になる覚悟で仕事をどんどんやらないと、子どもの命は守れない。相当変わることが期待されています。厚生省の把握では、1,300人中、300人が無資格で、来年から通信教育を受け、勉強をしてもらうが、各自治体がどれぐらい真剣に考えているか、各都道府県知事の考えが大きく影響し、その辺の強化も検討されている。都は来年の4月から、東京都福祉学院で、夜間専門講座を開催する。福祉司はそこへ通い、勉強していただく。都が独自でつくる学院ですから。専門性をどう担保するか、人数だけじゃなく専門性が重要。それと都には、家庭児童相談室がなく、児童相談所が全部やってきた。他府県は市町村にある家庭児童相談室と連携しながら児相のサポートが可能。都は、武蔵野市に1カ所。今検討している子ども家庭支援センターが児相と協働する市町村の立場でどう連携できるのか、児相の活動の評価にもつながる。

今までは、各区市に福祉司が出張相談していますが、今後は、子ども家庭支援センターで連携する形とか、市町村と都がどう連携できるか整理しないと、全部都の責任では、もう切り抜けられない。11月の法律施行で、通告の増加は簡単に予測できる。一時保護所も、養護施設もいっぱいどうするのか、大きな課題である。

○こういうのはスプーンの冷めない距離で分室でもいい。各地方自治体にあったほうがなおいいが。専門職員もいて、すぐに組織的に対応できる体制が効果的だと思う。今の児相のあり方を是と考えたら、そんなことはできない。私は常日ごろやってるから敏感。どうも距離が遠い。そこが1番重要。すぐに行こうといったって、三鷹の端から杉並は、遠くはないけど、問題がある人からすれば遠いですよ。

○部会長 ありがとうございます。

大事な問題が2つ。1つは複雑化してきた児童問題にどう専門的に対応するか。担当職員

の専門的な質と量の問題がある。昭和22年の段階は大卒を想定。その頃の進学率は5%。今大学院のマスター進学率が10%。そう意味では大学院のマスターで、社会福祉や臨床心理学を学ぶ人が出てこなくちゃいけないが、その任用体系がなく、スーパービジョンする仕組みもない。どう専門性を高めるかの論議と、任用の問題。もう一つ、児相の拡大も1つの方法だが、身近な区市町村の子ども家庭支援センターに役割を担っていただき、支援のバックアップ体制として児童相談所の機能を整備したらどうか。ただ、法的に子ども家庭支援センターに、どこまで分権できるか、区市町村に可能かどうかの検討が必要。専門部会では、第一次のスクリーニングのところは子ども家庭支援センターで、スプのさめない距離。やや難しい問題は児童相談所にと。

児童相談機関連絡協議会や、地区連絡協議会の設置があり、この4月に児相センターに虐待防止課ができたことと連動するんでしょうが、どれだけ機能を発揮しているか、区市町村担当者の中核になる窓口はどこか、そこが明確でないと、都は児相中心だが、集まるほうはバラバラ、責任の中心が見えない。責任者と実務者レベルの連絡組織のあり方が、児童福祉分野はうまくいってない。高齢者の場合は、高齢者サービス調整チームで、責任者と実務者レベルを分けたことで、うまくいった部分がある。形はあるが、機能がどうかの大事な質問があった。区市町村の窓口はどこが受けているのか。その責任者と実務者レベルのお話を伺えればと思いますが。

○児童相談所事業課長 虐待防止連絡会議ですが、従来は一児童相談所がある地域だけを限定し、年間に開催する方式をとっていたが、これを変え、年1回、各区市町村で開催することになっている。1回では足りないご指摘があるかと思いますが、開催することにより虐待に対する関係機関の共通理解は深まっていますが、もう少し強化していく必要を感じております。虐待防止連絡会議の開催は、児相が呼びかけ、区市は、児童所管課に声をかけ、所管課のないところは、福祉事務所を通じながら進めています。

○部会長 いみじくも言われましたが、所管課がないことをどう聞くか、多様なサービスを提供していますが、包括し、企画、計画的な視点から調整する機能が弱かったのではないか。それに見合う相談援助システムをつくれなかったところが今回のポイント。そこを丁寧に区市町村の関係者にわかるよう書き込まないと、都は自分だけ身軽になってとなりかねない。都は都で頑張るが、区市町村も所管課を明確にしてシステムをつくらないとやれない。児相が関係機関を年1回集めても、翌日はどうしていいかわからないのが区市町村の関係者だったんじゃないか。そこをシステムとしてつくりたいということだと思う。

○行政の児童福祉における専門性は、評価するシステム、基準があるのか。地域でいろいろやっていると、かえって素人のほうがうまくいく場合があったりする。説得力が影響するような気がするが、そういった意味で専門性とは何か、改めてお聞きしたい。



○子ども家庭部計画課長 児童福祉司は、法に定めた任用基準で、福祉行政にある程度携わっている人や、それと同等の経験等を持っていれば任用している場合もございます。昨年からは、児童福祉司は係制をとり、係長が職員にスーパーバイズをする体制をとり、ある程度の検証をしていると考えています。

○わかりました。人の評価は非常に難しいと思うが、ぜひ、専門的評価をやって欲しい。

○部会長 今年改正された社会福祉法では、サービスの評価をすることが全面的に出ている。一度なったら、ずっと評価の対象にならないということではなく、提供しているサービス自体がいろんな形でチェックされ、評価を受ける。不服申し立ても制度として担保されたから、厳しくなってくると思うが、児童福祉司の部分は、戦後初期につくられたものがそのままずっと残っている。もっと今日的な児童問題に対応できる力量を身につけた者に切りかえなければいけない。都がつくる社会福祉総合学院などで、現職の方々の事実上大学院クラスに該当する研修をきちんとやっていただくことが今求められている。

○都には、家庭児童相談室がなく、福祉事務所に置くのが国のやり方ですが、時代を見れば、福祉事務所はちょっと違う。代わるものが子ども家庭支援センターですが、各市区に1カ所は必要。児童課なりがセンター機能をあわせ持つところがないとやっていけない。老人介護保健課の中にセンターをくっつけている市がかなりあり、そこに相談に来ればそれで済むし、各センターのセンター・オブ・センターになり、市内の介護支援センターを総括しているのを幾つか知っているが、同じように、児童所管課にセンターを置き、センター・オブ・センターとする。かつて、23区に1カ所ずつ児相をつくる話があったが、色々問題がありできなかった。今考えると、児相機能を少し壊し、最低児童相談所で持たなければいけない法的機能だけ都に残し、一般相談の機能は、各市区におろすことは、事実上可能じゃないか。そうすれば、他府県の児童家庭相談室と同じようなルートで行政の窓口と児相がつながる。児相が声をかけても、児童所管課がわからず、保育園と児童館のみじゃ、時代には合わない。その辺を整理していただく。三鷹と新宿は多分、行政の中にセンターがあると拝見した。これをモデルに、少し広げる形をご検討いただきたい。

○部会長 三鷹の実績はとてもいい。区市町村行政で持っているところでも、ややもすると子どものたまり場的な域を出ていない状況があり、問題を抱えた子どもも含め、飛び込んでも対応できるシステムがない。三鷹は当たり前に行っていますが、これをならし、どう底上げをしていくか。老人福祉分野は、機関型介護支援センターとそれ以外の支援センターがあり、機関型は、行政が持っている。そこにいろんな情報が集まり、調整も可能。都の障害者施策推進協議会も、機関型の地域障害者自立生活支援センターをつくり、サテライトとして

障害者支援センターをつくる発想。今のご意見から、子ども家庭支援センターの機関型は行政、サテライト型、地域密着型は色々なパターンがあり、児童養護施設も保育所もいいかもしれない。そういう構造を考えないと身近なところではならない。

○武蔵野で唯一家庭児童相談室ができたときは、誇りでした。杉並児童相談所へ行かなくても、地元で相談ができるので、市民にも喜ばれ、重宝している。曜日を決め福祉司が出張してくることで即刻の対応になっているが、最近は、福祉司が見えず、どの委員も役割分担といつつ、いつも児童福祉司のところでつかえるのはどうしたものか。身近に福祉司がおいでになれば、解決しますが、たくさんケースをお持ちだと聞いています。専門性をお持ちの方を増員していただければと思います。

武蔵野市でも、支援センターのことを話題にしていると聞くんですが、児童問題で、いつも福祉はよけ者です。私も民生児童委員協議会の代表総務として、介護保険その他、地域福祉計画から全部参加し、策定委員になりましたが、児童問題に、民生児童委員はお呼びがあったことがない。福祉行政が進んでいる武蔵野で、ちょっと考えさせられます。

民生児童委員の中でも、家庭児童センターの必要性を感じ、意見具申しようというところまでいってるんですが、市会議員でも、「支援センターって何？」と言うぐらいで、意識が非常に浅く、残念。都として市区町村にその辺のアピール、ご指導、啓蒙運動を、私たちが市民として運動しますが、行政もぜひ市区町村にご指導をして下さい。

○部会長 ありがとうございます。児相のほうは何かありますか。

○児童相談センター事業課長 児童福祉司の出張相談は、要請・必要があれば毎日でも出かけていく見直しをすると、区市町村に伝えておりますが、固定的な出張もまだ必要ということで、週1回は区市で相談を承っています。福祉司がネックで相談が進まない話は、耳が痛く、そういうことのないように絶えず申し合わせをしているつもりでございます。

○部会長 児童相談所が、区市町村に児童福祉に関する行政の仕組みについて、積極的に意見を述べてもいいんじゃないか。保育所や児童館の管理はしっかりしているが、子どもと家庭の相談の継続的援助は、どこが所管課かがわからない。その仕組みを変えないと都が幾らやろうと言っても、区市町村は動かない。区市町村の理解はとても大事で、ある意味では私どもの悩み。モデル事業は、三鷹は典型的に進んでいるところで、新宿は立ち上げたところ、どこがネックかを整理をさせていただきたいということだった。少年事件があり、大きな事件が起きてからじゃ、区市町村には無理。でも、ちょっとした問題のあらわれはあるかと。それが子ども家庭支援センターにつながればと思ったりしますが。

○今の子どもは、昔のがき大将中心の結びつきの上下関係とか、1つの組織としての動きが

なくなっている。コンビニに集まり、家庭で受け入れられない気持ちとか、学校で阻害されている心情とか、何らか心のすさんだ部分を持ち集まっている。そういう子が何か悪いことをするとき、スッとまとまる現象が起きています。関係そのものは、脇から見ると希薄なつながりでも、問題行動は、一緒にやる。心理的な規制が非常に弱い。

この前も、駐車場で関係のない人を暴走族が襲って死亡させたことがありますし、そういう子が集まる場がある。地域の人が目配りし、どこに連絡すればいいか、地域の問題児に、どうかかわるかとか、家庭で困っている状況を、どこがわかってくれアドバイスするかなってくと、これといったところがない。警察が動けばいいが、非行があるかわからないから動かないと。だから、コミュニティ、地域で、情報を集約し、自警団みたいな子どもたちにどう指導するか、組織的にはやってない。お互い問題は感じながらも、放任状態で、非行が起こる。地域としてどうしたらいいか、支援センターなりが、相談を引き受け、指導まで持っていくシステムづくりが必要なのかなということを感じますね。

○部会長 今の話で、問題が起きてからの対応はそれぞれ専門でやるわけですが、区市町村行政がどう解決したらいいのかを企画・考案するセクションが、児童福祉分野にない。高齢者、障害者の場合、何とかプランをつくってきたが、エンゼルプランは、保育に目が行き、子育て全体に関して企画するセクションが市町村行政にないのが、1つの問題点。学校5日制になったら、もっと深刻になってくるんじゃないか。

○地域による。三鷹の都市事情は、納税義務者9割が勤労サラリーマン。土地用途も9割が住居形で、福祉と教育が一番大事な政策。今までは高齢者と障害者中心にやってきた。今一番大事なのは子どもだと思う。高齢者にもいじめはあるが、子どもの虐待みたいなことはないので、少し高齢者のほうを足踏みしても、児童問題に全力を挙げるべきと考え、議会でも、高齢者、障害者も大事にするが、その上に児童福祉があると言ってきている。総合計画は、子育て支援の問題がすべてを含めて出ています。体制も、子ども家庭支援センターというしっかりしたものがあるが、それでも足りず、もう一つつくる。児童青少年課でトータルし、大きな立場で福祉を総合的に決めていくのは、企画担当があること。ただ、問題が起きないようにする議論が余りない。そこにも触れないとね。人権とか美名に隠れ、どっちの人権かわからない。識者に多い。私は常識が通用する社会になるべきだと思っている。一般市民が、なるほどと思うような常識が通るようにならないと。

例として、精神障害の方が、都営住宅で刃物を持ち出し、警察が連れていったが、2週間程で出てくる。障害は治ってないから市は困るが、警察はこれ以上は人権の問題だと。市も、保健所も、警察もやれない。どうするか。都営住宅なので、住宅をかえてくれと都に運動するが、ほかに行ってもまた同じことをやる。人権があっても、それなりのことをしっかりとやらないと、社会や秩序を乱す。特に生命。少々泥をかぶっても、ちゃんとしてもらいたい。行政ではそこが一番難しい。子どもの問題も同じ。悪いことをしたら、信賞必罰が常識。人

権が先行し、被害者より加害者の人権が大事にされ、問題が解決しない。

○部会長 少年法のあり方みたいになりましたが、大事なことは、東京都は地域福祉計画で3層でと言ったけど、子どものとらえ方の部分が弱かったかもしれない。三鷹はちゃんとやってるぞと言われたけれど、そのイメージが、障害と高齢は持ってたけど子どもの問題になると、保育所になる。その差がここ10年間の間に出てきたと率直に思う。

○児童課は、子どもの保育だけだったんですよ三鷹でも。10年くらい前まで。教育に福祉の問題を問いかけ、学童保育に空き教室を使おうとしてもいい顔しない。自分の学校の子どもですよ。三鷹以外でもあると思いますよ。だめなんです、それじゃ。

○非行問題も含め、特に予防的機能として、子育てひろばと児童館が果たしている役割は大きい。2万人に1カ所の子育てひろば、10万人に1カ所の子ども家庭支援センターと定義されている。相談員の研修会では、子育てひろば等で活躍している方はかなり力がある印象。子ども家庭支援センターと地域児相、児童相談センターと3層で考えていますが本来は4層。子育てひろばが入るが、きちんと明記されていないために子ども家庭支援センターが子育て広場のような機能しか持っていないなどの混乱が起きていると思う。

地域の子育てひろばがかなり機能していますので、そこで抱えきれなくなったケースを上げれば、児相と相談できる。もう少し子育てひろばの役割も明確に出した方がいい。

○部会長 そうですね。機関型も含め、その役割をどうしていくかがありますね。

○都議会でも、児相センターに厚生委員会で視察に行く機会があり、初めて、ここ数年急速に虐待の相談が、何倍という規模でふえていることを知り、勢いがすごい。行政の仕組みはそう簡単にパッパッ変わりませないので、追いつくのが容易ではない事態だと感じました。虐待対策課の皆さんは、恐らく現場だと思いますがお忙しそうで、話を伺う余裕もない感じです。東京で106名ですか、専門の人をそれなりのシステムで育てていく上で、現場で頑張っている方の経験が、非常に貴重だと思いますが、個々の相談ケースに追われ新人を育てる役割を發揮できないのかなと感じています。育てるシステムをどこかで作ると同時に、今働いている方に余裕を持たせる努力も都にお願いしたい。そうすると、経験が、新人にも伝えていける余裕が出てくる。この問題は、学問だけでは解決しない。

もう一つ、区政レベルだと、子どもの問題はかなり保育に限られていて、ほかの問題を扱うと、区議会で取り上げて答える課長がいない。今、ようやく、10代後半の人たちの居場所がない問題が浮上している。中学を卒業し、どこかでたむろしているとあやまれる。いろんな問題が発生してくるところで受け皿をつくる動きが、杉並その他で始まっている。子ども家庭支援センターが、一応その区市町村での子育てに関する、センター的機能を持つ

ことになると思うが、その中で小学校に上がる前の児童の虐待問題から、10代後半の若い人たちの居場所、非行の問題まで、幅広くやっていけるかどうか相当な条件が必要。器の問題で、児童館の話もありましたが、いろんな人材が結集できる方法を考える必要があると思う。東京都の助成ですが、常勤1人を置くと、予算が目いっぱい。北区は地元に見相があるので、行政が怠けて、つくる気はないみたい。そういうところも真剣に考えざるを得ないようなシステムが今度のモデル事業でできるといいなと思う

○部会長 足立見相の話聞き、福祉司が非常に厳しい中で仕事をしているのがよくわかったが、それがほかに伝わらない。業務分析をして、どんな困難さがあるかをもっとわかるようにしようと専門部会で話になった。杉並の子ども家庭支援センターを、三鷹とは違う意味での新しい動きとして注目していますが、一方で都市型青年の家をどうするかの問題も視野に入れないと、子どもの問題はなかなか見えてこない。見えるのは小学校ぐらいまで。中学、高校をどうするかの問題も実は大きな課題。学校5日制も視野に入れてと言った問題提起はそういうこと。それまで全部、子ども家庭支援センターにお願いできるのか。それは機関型にし、あとは幾つかのパターンをつくるのか。工夫の仕方がある。

○これから大きな議論に入っていく前に、児童福祉司が106人と出ていますが、見相にはいろんな職員がたくさんいて、それを児童福祉司にする戦略がある。心理職や一時保護所の保育士や児童指導員もいる。その職種が今必要なのかの議論と、グランドデザインを考えないといけないんじゃないかと思う。児童相談所の業務は、昔は鑑別を主題にしてきましたから、心理職とか医師を専門職として重視してきたが、ソーシャルワークが重視されてきたので、そちらに人員を移していく。つまり総枠は一緒に、児童福祉司の数をふやしていく考え方もある。一時保護も重点化していくことも当然あり得ると思うので、専門職の配分の問題をこの中で検討できるのか、そこも視野に入れてやれるのかどうか。

もう一点、見相がやらなければいけないのは、都が児童福祉法の第32条に基づき児童相談所長に権限を委任しているから。例えば東京都は重症心身障害児については児童相談所に施設入所決定権限を委任していない。衛生局で直接やっているように聞いています。見相に担当させず、別のセクションで担当する業務の整理ができるのではないか。全体的に業務改正をしようとする、分権化の問題で児童福祉法の改正をしなければならないので国への要望となるが、そうしないでやれる方法を見つけられるのではないかと思っている。その辺も議論の中で含めながらやっていっていいのかどうか、確認をしたい。

○部会長 見相の問題は前から、増やすんだ減らすんだという論議を単純にやっても意味ないという話でできたように記憶している。今回、区市町村と都の役割を整理する中で、当然役割の違いは、子どもの置かれている状況と、対応の仕方が変わってきたことにより役割の見直しをしようということで、子ども家庭支援センターの絡みを考えていけば、見相のあり

方を、そこも含めて、論議はしていただいてもよろしいかと思えます。時間がかかりますが、今回は視野に入れざるを得ないのではないかと。そんな意味もあり、委員長と十分に相談できていないところがありますが、中間のまとめをあわてて出すより、そういう論議を全部この機会に出していただき、動けるような仕組みをつくったらいじゃないかと、先ほど冒頭に述べさせていただきました。積極的にその辺のご意見もいただければと思います。確かに鑑別からソーシャルワーク的支援は大変大事だと思います。

○年齢の高い子どもの親子関係の問題を、子ども家庭支援センターを中心とする相談事業で本当にくみ取っていくことができるかどうか、非常に難しいだろうと思う。特に場所により性格が規定される現実問題があると、その問題は入りにくく、よほど意識的に取り組まないといけないと思う。被害が甚大な状況がいっぱい上がっていて分析すると、子どもは親から愛されていなかったと異口同音に言っているのが、弁護士の感想。親は愛しているつもりでいて、ギャップが大きい。親御さんは、愛されている実感を子どもが持っていなかったことに気づかない。受け入れることができない。その辺の難しい問題がある。相談援助事業には、小さい子どもから、高校生ぐらいの問題があり、ある程度グループ分けをしてみたらどうか。上の段階は、子どもが相談に行く仕組みをつくる必要がある。今、やっているのは親が相談に行く形ですが、大きい子どもたちには、その窓口が必要だと思います。

○部会長 どうしても子ども家庭支援センターの「子ども」のイメージがあるかもしれませんが、中学、高校生ぐらいが抜け落ちる危険性があり、私は都市型青年の家みたいなイメージを話したのですが、機関型の子ども家庭支援センターは全部やるんでしょうが、出先はいろんなパターンがあってもいいかなど。そうしないととても無理。居場所が違う。私も青年学級の主事を10年ぐらいやってきましたが、青年と小さな子どもは違う。大事な指摘と思います。どうしても横並びのレベルの児童館をつくるんですが、同じ区市町村に違うタイプがあっていいわけです。特色のある児童館や、青年館があっていい。そのイメージを豊かに、起草していただければありがたいということでございます。

○非行少年を見て感じるのは、小さい頃からの育て方、生活の枠組み、しつけなどですが小学校で荒れている子どもがおり、指導として、1つの枠組みを与えた指導をしていて、それが中学、高校生になった時、問題行動が顕著に出てくる。ある子どもはひきこもり、パソコンとゲームに夢中で不登校。他方は暴走族、無免許で乗り回し、問題を起こす。そういう子どもには、家庭での当初の枠組み、養育の枠組みを与えてなく、親が甘いことが1つある。児童館も大切だけど、個別的な問題があったとき、学校が一番わかっているけど、どこがどう対応し、指導をするのかも大事。全体の中で指導することは個別的な問題なので困難。個別問題は周囲に知られることをいやがるし、親は情報を流したと怒るし、関係が難しい問題もある。そこを考えていかないと、施設でみんなまとめてやる指導には限界がある。

問題があったとき、指導の仕方が大事じゃないかと感じた。

○部会長 難しいですね。教育国民会議でもめている問題そのものですから。多分、かつての「カラスの勝手でしょう」の世代が、今、親になっているんでしょうかね。

○これまで出された色々な議論を、読んで来ました。私は医療機関の人間で、一番大事だと思うのは連携です。子どもの問題は、診断し、どんな状況に置かれているかをわかるのは非常に簡単です。それをどう扱い解決していくかは至難の技で、医療機関ではできません。だれに委ねるか、虐待、暴力的な問題、ネグレクト、母親に一番多くかかわりますが取り巻く家族、周囲の環境によるので、子を同じ環境に戻していいのかどうか、いけないとわかっていても、方策がないから戻すこともあった。だれかが何でもいいから子どもと家庭に関する問題を引き受け、そこへ持って行き、あとはいろんな機関と連携しながら、家庭環境も評価、フォローし、子ども、あるいは家族を立ち直らせていくシステムも大事ですが、あとの連携がいかに大事かを、毎日身近に感じています。取り扱う子どもが低年齢ですので、明らかにこういうお母さんに委ねると子どもがおかしくなることがわかりながら、深く家庭にかかわれない。委ねていいのか心配しながら、「また来てください」と言っても、無視されたりいろいろ。家庭ぐるみでただ支援するだけでなく、連携で専門的に見ていく。この検討項目で連携が一番重要だと思うので、力を入れていただきたい。

○部会長 ありがとうございます。もう時間ですが、まだご発言していない方どうぞ。

○モデル事業ですが、児童福祉は非常に地域格差があり、三鷹や武蔵野が非常にうらやましい。児童館も児童相談所もない市町村は幾つかあり、児童福祉に及び腰の市、おくらしている市に机1つからでかまわないので、立ち上げることはできないんでしょうか。

○部会長 地域格差がある。進んでいるところは評価し広げながら、十分でないところの底上げをどうするか、専門部会の大きな課題でした。モデル事業をやる以上は条件が必要で、新宿と三鷹は、長が児童福祉審議会の委員ですから、少し無理にお願いしましたが、来年度以降どうするかとても大事な課題。検討させていただきます。意見具申後ということではなく、状況により予算措置など、部長なり事務局に伝えたい。我々も悩んでいます。

○児童所管課が子ども家庭支援センターに力を入れてほしいとずっと思っていたが、機関型子ども家庭支援センターを所管課が持てば、もうやらざるを得ない。自治体への意識改革には一番いい戦略だと教えていただき、大賛成です。高齢者と違い、子ども、家族問題はプライバシーを漏らしたくない家族の思いもあり、民間が支援センターを持っていても相談にためらいがあったりする。行政のほうが、市民からは相談しやすい。虐待とかネグレクト

の場合は、生活保護など色々なサービスが必要になってくるケースも多い。自治体がサービスをコーディネートする意味で、調整役として一番機能しやすいので、機関型の子ども家庭支援センターを置くことを一番考えていったほうがいいのかと思いました。ただ、児相が法的な措置を中心にやり、その他の相談を子ども家庭支援センターと役割分担をしていく方向性で私も賛成ですが、もうちょっと子ども家庭を支援するサービスを自治体でつくりたいと、単に相談を受け、「ああそうですね、大変ですね」でカウンセリングと言えるのか、専門的なカウンセリングではなく終わってしまいかねない自治体も出てくるだろうと思います。

特に小さい子どもの場合、保育所、トワイライト、ショートステイ、一時保育、緊急保護などありますが、ないところも多分ある。お金のないところなら、意見に出ていると思うが、ファミリーサポートセンターとかボランティアの部分をもう少しシステムティックに使い、育児不安のお母さんの家庭に、ある程度訓練をしたボランティアが行って話し相手になるようなサービスのプログラムを用意しておかないと、子ども家庭支援センターをつくったはいいけど、児相には法的措置が必要なケースを中心に送るとすれば、あとサービスがなければ何もできないということで終わりかねない。モデル事業では、その辺の、余り金のかからないサービスプログラムがどうやったらつくれるかもやって欲しい。

○部会長 大事な指摘です。相談援助となると、やっぱり個別問題となり、地域組織化とかボランティア活動の推進だとかが必要になってくる。来年は「厚生労働省」になるからファミリーサポートセンターと一緒にになりますか。その辺も考えないといけない部分。

○機関型のセンターが、一番いいと思う。モデル事業で考えたいのは、区市町村の行政のかかわりを明確に置くことと、担当者をしっかりつける。都が決めることのメリットがある。市長から、三鷹市はちゃんとやっている話があり、いろいろ見の中で、なぜできたのか、計画をつくるときに担当者がいたかいは大きい。今回も、担当者をきちんとつけることが、市町村がやる気になる1つのインセンティブと思うので、機関型センターは、解決策として一番現実的。機能だけをおろすのではなく、担当者の位置づけ、部所でもいいが、明確なポイントが決まるといいと思うのが1点。それから、ネットワークは、サービス数が多くないとできないと思う。サービスだけじゃなく、三鷹の例でわかるとおり、参加部所が多いほうがいい。多いとグチャグチャになる心配もあるが、面になるぐらいないといけない。教育分野にも踏み込んだネットワークをイメージできたらたと思う。

余談ですが、三鷹の子育て支援は乳幼児中心。学齢期はやっていないのかと聞くと、「いや、教頭先生が理解してくれるときはうまくいった」という答え。校長じゃなく教頭先生がポイントだと。できないことではないと思うので、教育も今回入れてできるといい。

○先ほど年齢層が上の子どもへの対応の話が出て、大変な問題だと思いながら聞いていま



したが、小学校でも複雑な問題がいろいろと起きていて、家、保護者の問題が大きいと感じていますが、問題意識がない親御さん、さっき「カラスの勝手でしょう」という話がありましたが、「うちはこれでいい。放っといて」というようなケースがふえていて、子どももどうしていいかわからない。親から愛されていなかった、親も一生懸命やっているが子どもに声や、愛情が届かない。年齢を経るに従って膨らんで犯罪につながったりするのかなと思う。今、小さな問題を抱えた子どもたちを、今のうちに何とかしてあげられないかと考えていますが、学校だけの働きかけでは、とても難しい。保護者との関係づくりもとても難しい部分がある。人と人とのつながり、地域や、いろんな機関が連携し働きかけることが大事と感じています。どう組み立てて対応するかは非常に難しい問題で、そこまでは見えませんが、大きい年齢の子どもへの働きかけも考えていただけたらと思う。

○部会長 ありがとうございます。大体意見をお聞きし、専門部会の論議自体、方向性をさほど間違っていないのではないかと。ただ、子ども家庭支援センターと言うと、低年齢に目が行きがちなので、配慮していただきたいことが1点。都、児相、区市町村、もっと小地域の重層的なシステム化の論議をきちんとしておこなわなければいけない問題や、子ども家庭支援センターをつくる場合にも、高齢者や障害者分野での論議のような機関型で、行政責任を担保していくことが、プライバシー保護の問題等もあり必要じゃないか。だけど、1つでは間に合わない。もう少し軽装備のものをつくることも含めたシステム化もあるとか、出てきました。あるいは、児童相談所は、色々な職種の問題も含めあり方を考えてみることも指摘をいただきました。これらを実務的な可能性も含めて詰めるためには、企画起草委員会をつくり論議を深めさせていただく点について、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 よろしゅうございますか。

それでは、次回以降は、企画起草委員会で進めさせていただきます。作業いかんで、拡大専門部会を開き、ご意見をいただく方向で、委員長と相談をさせていただきます、進めたいと思います。つきましては、企画起草委員会の設置を含め、委員長から、ご意見と、今後のあり方についてご発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 たくさんのご意見は、興味深いものでしたが、まとめるのはまた一仕事だろうと思っております。この先は、企画起草委員会で取りまとめの作業をある程度やり、必要に応じ全体の意見を伺うようにしていただければと思いますが、追加として、年長の子どもの問題が重要なことは多くの委員がご指摘になり、そのとおりだと思います。この間、大学で児童福祉のテキストを学生に読ませ、「児童」と言わずに「子ども」という呼び名の変更が進行していることを伝え、諸君は中学、高校の頃、自分を子どもとっていたか尋ねたら、そんなことは考えず、もう一人前の大人のつもりでいたと申しておりました。「児童」を「子ども」と呼びかえるのが、専門家では多少進んだ考えのようですが、当事者は全然子どもと

思っていない。どう呼んでもらいたかったか。先ほど、部会長が青年の家の現代版と言われ、おもしろいと感じたが、学生は、適当な呼び方がなく、自分では大人のつもり。自分は児童でも子どもでもなく、青年がやや近いような気がするが、強いて言えば未成年の状況にあると。当事者を十分に尊重する児童福祉を構想願いたい。でないと、どうしても幼い子ども中心のファミリーソーシャルワークになってしまうので、企画起草委員会でご論議いただきたいところ。老人も、障害者も、当事者が呼び名に大いにこだわる傾向があり、結構だと思ふ。児童は当事者不在。その辺ご一考をいただきたい。

企画起草委員会の委員ですが、前回の専門部会で、部会長とご相談させていただき同意をいただき、委員長には高橋重宏委員、委員に、柏女委員、福山委員、副田あけみ委員、三沢委員、椎名委員、山本委員の各委員をお願いしたい。委員長と委員の方、ご多忙の折で恐縮ですが、論議が盛り上がっておりますので、うまい集約をお願いします。

○部会長 自分の論文では大体「子ども青年」と使いますが、「子ども青年家庭支援センター」と長くなるのでしょうか。確かに考えないといけない。中学生を「子ども」でなく「青年」という論議は必要かもしれません。大事な問題をありがとうございました。

企画起草委員会の委員の方、お忙しいかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。少し高年齢の子どもについては、10年ぐらい前の児童福祉審議会でも取り上げておりますので、その辺もご参考いただきながら検討いただければありがたいと思います。9月21日にモデル地区の方々と話をする際、きょうのご意見もお伝えしますが、その辺の幅の部分はお任せいただければありがたいと思います。それでは、以下の作業は企画起草委員会に引き継ぎたいと思いますが、高橋委員長、一言何かありますか。決意表明でも。

○年齢の高い子どもの部分は、児童福祉の中でも欠けている部分。児童福祉全体が就学前の子どものところしか行っていないのは大きな課題だと思う。杉並の子ども家庭支援センターは、年齢の高いお子さんを対象としていますが、機関型は同じような形にして、杉並タイプとか、地域によりいろんなタイプをつくる形の整理しか難しいのかなど。子ども自身の部分と、親に対するサービスの部分があります。その辺を議論しながら、どう整理していくか。確かにエアポケット的に抜けているのが思春期の、中高生の課題。児童福祉は18歳未満であるということを、もう一度議論の対象にすべきかと思ふ。

○部会長 企画起草委員の方々はモデル地区の、いわばスーパービジョン的な役割も含めて、モデル地区の実践を豊かにできればと考えております。大変お忙しいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、事務局から。

○子ども家庭部計画課長 第1回目の企画起草委員会の予定ですが、事務局といたしましては、10月13日、午前10時からお願いできればと思っております。ご多忙のところ恐

縮ですが、委員になられた先生方、引き続きよろしく願いいたしたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。早速に、作業をやっていただくということですね。どうぞよろしく願いいたします。特段ご意見がなければ、これでおしまいにしたいと思います。お忙しいところを、ありがとうございます。終了といたします。

閉会